

平成16年 29

国立大学法人東京学芸大学顧問弁護士要項の制定

承認経過

平成16年11月10日 部局長会 承認

国立大学法人東京学芸大学顧問弁護士要項を次のように制定する。

平成16年11月10日

東京学芸大学長  
鷺山恭彦

#### 国立大学法人東京学芸大学顧問弁護士要項

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学(以下「本学」という。)の業務運営に係る種々の法的諸問題について、顧問弁護士に相談し、助言及び指導を受けることにより、これらの法的諸問題を処理し、もって本学の業務運営の円滑な推進を図ることを目的とする。

(相談の範囲)

第2条 顧問弁護士に相談できる範囲は、本学の業務運営に関する事項で、次に掲げるものとする。

- (1) 法令の解釈、運用その他の法的な諸問題に関する事項
- (2) 事件、事故等に関し、法的な問題が生じるおそれのある事項
- (3) その他適当と認められた事項

(相談の申込み)

第3条 相談責任者(相談者が大学教員の場合は、当該学系長、附属学校教員の場合は、附属学校運営参事、事務職員の場合は、当該部長をいう。以下同じ。)は、顧問弁護士に相談をしようとするときは、顧問弁護士相談事項票(様式第1)を総務部長に提出し、事務局長の確認を得た後、直接顧問弁護士に申し込むものとする。

(相談の方法)

第4条 顧問弁護士への相談は、原則として相談責任者又は相談者本人が、顧問弁護士の事務所に出向き、又は電話等により行うものとする。

(相談結果の報告)

第5条 相談責任者は、相談により顧問弁護士から受けた助言及び指導の内容について、顧問弁護士相談結果報告書(様式第2)により事務局長に報告するものとする。

(役員会への報告等)

第6条 事務局長は、顧問弁護士への相談事項及びその結果について、適宜役員会に報告し、必要に応じて学内に周知を図るものとする。

(庶務)

第7条 顧問弁護士に関する庶務は、総務部総務課が処理する。

附 則

この要項は、平成16年11月11日から施行する。

様式第 1

---

顧 問 弁 護 士 相 談 事 項 票

課等の名称 \_\_\_\_\_

- 1 相談予定日時 平成 年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
- 2 相談形態 法律事務所 ・ 電話 ・ その他( )
- 3 相談予定者

4 相談内容

(1) 事案の概要 (簡潔に)

(2) 相談事項 (箇条書きで簡潔に)

(3) その他参考となる事項

注) 必要に応じて, 資料を添付すること。

様式第 2

---

顧 問 弁 護 士 相 談 結 果 報 告 書

課等の名称 \_\_\_\_\_

- 1 相談日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分  
2 相談形態 法律事務所 ・ 電話 ・ その他 ( )  
3 相談者

4 相談結果

(1) 事案の概要 (簡潔に)

(2) 指導, 助言の内容 (相談事項ごとに)

(3) 今後の相談予定

(4) その他参考となる事項

注) 必要に応じて, 資料を添付すること。